

1 不法市民ラジオ

26. 1MHz～28MHzの周波数を使用する不法無線局。国内で使用が認められている市民ラジオの空中線電力は0.5ワット以下であり、総務省の技適マークが貼付されているが、不法市民ラジオの多くはこの技適マークがありません。

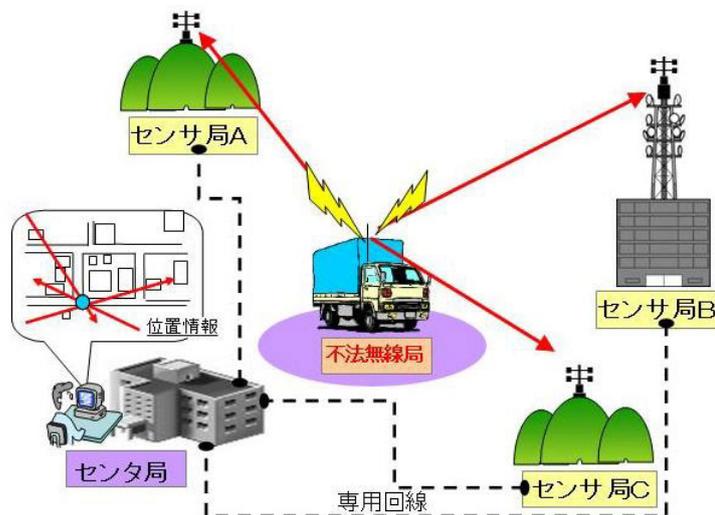
空中線電力が数ワットのもので国内では免許を受けることはできず、また、電力増幅器を付加して、数千ワットの出力を出す悪質な事例もあります。

＜主な妨害事例＞

- ・電話の通話や有線音楽放送に雑音が入る。
- ・テレビの画面・音声が乱れ、視聴が困難となる。
- ・電子機器(OA機器等)が誤作動する。
- ・点火システムに電子回路を用いた石油ストーブ等が誤作動する。
- ・漁業用無線が使用できなくなる。

2 電波監視システム (DEURAS : ^{デューラス} Detect Unlicensed Radio Stations)

北海道総合通信局（札幌第1合同庁舎内）にあるセンタ局と道内の各地域28カ所に設置されている監視施設（センサ局）とを専用回線で結び、遠隔操作により電波の発射源の方位及び電界強度を測定して、不法無線局等の位置を特定するシステム。



3 不法無線局に係る法律の適用条項

【電波法第4条（無線局の開設）】

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

【電波法第110条第1号及び2号（罰則）】

電波法第4条の規定による免許がないのに、無線局を開設し、又は運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

【電波法第108条の2（罰則）】

国民生活に重要な影響を与える重要無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。